

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第20号
事故等種類	定置網損傷
発生日時	平成25年4月24日（水） 16時30分ごろ
発生場所	青森県東通 ^{ひがしどおり} 村岩屋漁港北方沖 東通村所在の陸奥岩屋港第2北防波堤灯台から真方位011°300m付近 （概位 北緯41°23.8′ 東経141°24.9′）
事故等調査の経過	平成25年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーモーターボート ブルーエンジェル、19トン
船舶番号、船舶所有者等	241-15240北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 定置網 破損
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗船し、岩屋漁港を出港後、同漁港北方沖を約5ノットの対地速力で北進中、平成25年4月24日16時30分ごろ、定置網に進入して推進器に定置網が絡まり、同網を損傷した。 本船は、航行不能となり、潜水夫に依頼して定置網を除去した後、青森県八戸市八戸港に向かった。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風速 約8m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期、波高 約1m
その他の事項	船長は、岩屋漁港の出入口付近には定置網が設置されていないと思っていた。 定置網には、標識旗等の目印になるものが設置されていなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、岩屋漁港北方沖を北進中、船長が定置網は設置されていないものと思い込んで航行したことから、定置網に進入して推進器に網が絡まり、網を破損したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、岩屋漁港北方沖を北進中、船長が定置網は設置されていないものと思い込んで航行したため、定置網に進入して推進

	器に網が絡んだことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 出港前に定置網設置区域を確認すること。・ 定置網に標識旗等の目印になるものを設置すること。